

APPEAL

発行者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2013年 6月20日
NO.31

今、憲法が危ない(その4)

憲法は権力者(政治家・裁判官・首長など)の暴走を縛るためにある！！

みなさん、憲法とは何か？と聞かれたらどう答えますか？
憲法と法律との違いが分かりますか？
法律とは国民がやってはいけないこと、守らなければならないことが細かく書かれています。
それに対して憲法とは力の強いものが、その力を振りかざして暴走しないように歯止めをかけるものです。
ですから、法律と憲法というのは、一見同じように思いがちですが、その性質は全く違います。

自民党改正法案の中には、なんと憲法の性質そのものを無くそうとするものがあります。
それが、第99条の改正法案です。

第99条最高法規(日本国憲法)

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員団、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

第102条最高法規(自民党改正法案)

全て国民はこの憲法を尊重しなければならない。

自民党改正法案では憲法を守るのは権力者ではなくて、国民というようになっています。

このように、自民党改正法案は権力者の暴走に歯止めである憲法の性質を真っ向から否定したものであるといえます。

このようなことが許されれば、戦争をやりたいと思う権力者が現れた時に、何の歯止めをかけることは出来ないし、むしろ権力者に刃向かうものは制裁されるのではないのでしょうか？

そうなれば、ますます世の中は荒廃していきます。
私たち国民が笑って暮らせるような世の中にするために、憲法改正に反対の声をあげましょう！！